# 告示

## ○金融庁告示第七十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十六日

金融庁長官　森　　信親

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

**第一条**　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

第一条第三十六号チ中「及び欧州共同体」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（連結自己資本比率の計算方法）」を付し、同条中「「連結自己資本比率」という。）」の下に「であって、銀行及びその子会社等（同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準」を、「掲げる比率」の下に「（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

**第二条の二**　国際統一基準のうち連結自己資本比率（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。）である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は外国に所在する親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行（第十四条の二第一項において「規制外国法人の連結子法人等」という。）の連結自己資本比率を除く。）であって、銀行及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファー比率以上とする。

資本バッファー行list.jp普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額

（信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2　前項の「最低連結資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

3　前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4　第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　零パーセント（金融庁長官が別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5　第一項の「最低連結資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　銀行及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合　金融庁長官が別に定める比率

二　銀行及びその子会社等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合　金融庁長官が別に定める比率

第四条中「第二条各号」の下に「及び第二条の二第一項」を加える。

第六条第三項第二号中「（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項第五号ハ⑵中「連結自己資本比率」を「最低所要連結自己資本比率」に改める。

第七条第四項第五号ハ⑵中「連結自己資本比率」を「最低所要連結自己資本比率」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

**第七条の二**　第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第八条第一項中「前条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第四項中「前条第二項第一号」を「第七条第二項第一号」に改め、同条第六項中「前条第二項第二号」を「第七条第二項第二号」に改め、同条第七項中「前条第二項第三号」を「第七条第二項第三号」に改め、同条第八項中「前条第二項第四号」を「第七条第二項第四号」に改める。

第九条から第十三条までの規定中「第二条各号」の下に「及び第二条の二第一項」を加える。